

平成26年3月10日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第5号

第1回定例会

平成26年3月10日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 2号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
// 5 議第 3号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
// 6 議第 4号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)  
// 7 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 8 質疑・討論・採決

- 日程第 9 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算  
// 10 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
// 11 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
// 12 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
// 13 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
// 14 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
// 15 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算  
// 16 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
// 17 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
// 18 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算  
// 19 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算  
// 20 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 21 議第17号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について  
// 22 議第18号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
// 23 議第19号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について  
// 24 議第20号 寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について  
// 25 議第21号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について  
// 26 議第22号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について  
// 27 議第23号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について  
// 28 議第24号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第29 議第25号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 30 議第26号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 〃 31 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第28号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について
- 〃 33 議第29号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 34 議第30号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 35 議第31号 寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 〃 36 請願第1号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 37 請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 38 請願第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 39 議会案第2号 さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 〃 40 質疑
- 〃 41 予算特別委員会設置
- 〃 42 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

東日本大震災から3年になろうとしています。ここで、東日本大震災の犠牲となられました方々に対しまして、黙禱をささげます。

○丹野敏幸事務局長 御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○鴨田俊廣議長 本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

3月7日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第1号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第1号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。

議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第4、議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）から日程第6、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）までの3案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第7、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長** おはようございます。厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、委員6名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第2号から議第4号までの3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「毎年、通所とショートの利用サービス量が多くなっている。2つの大きな要因があるとのことだが、多くなった要因を伺いたい」との問いがあり、当局より「通所介護の4,451万2,000円は、ことし4カ所のデイサービスがふえ、104人の定員がふえたことに伴い、全体的にことし1年間で予定した定員より564件ふえたためであります。ショートの利用は2,991万3,000円はショートステイの繰り返し利用や他市町の利用がふえたのが原因です」との答弁がありました。

委員より「4カ所のデイサービスがふえ、564名の通所者がふえている。事業者がふえたためにデイサービスに通所することができるようになったのか。また、受け入れ体制は十分なのか」との問いがあり、当局より「デイサービスがふえたことにより行きやすくなったということであり、また、通所介護事業において、通所型の定員が395名であります。今の状況ではそこまで行っておりませんので、対応はできております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会は、申請してから1カ月以内に審査することになっているが、持ち越されることはあるのか。持ち越されるとしたら、調整されることにより、不利益にならないような手だてはないのか」との問いがあり、当局より「申請から1カ月で処理することが法に定められておりますが、主治医の意見書により遅延する場合があります。審査件数は25件から28件ぐらいですが、そのうち五、六件はおくれております。審査会の開催は週2回、水曜日と木曜日2班ずつで行っておりますので、週おくれになることはありますが、おくれまいよう努力しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第2条で一般病床54名、療養病床22名、全体で76名に変更しました。患者の動向をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「平成25年度4月から26年度1月まで入院患者数では一般病床、療養病床合わせて2万1,717名で、全体の病床利用率は56.8%になりました。一般病床では1万2,515名で52.9%。療養病床では6,502名で68.5%であります。また、平成24年度の病床利用率は52.8%でしたので、今年度1月現在で約1,800人、昨年度より多くなっております」との答弁がありました。

委員より「平成25年度途中で院長が退職され、外科医の1名減で収益が大きく減少したことはやむを得ないですが、平成25年度当初に掲げた数値まで平成26年度は回復できるのか」との問いがあり、当局より「当初予算では一般病床で1日の入院患者数を72名としておりましたが、今現在65名ぐらいになっております。その差については、常に目標に向かって前向きに努力していく数値と考えております」との答弁がありました。

委員より「病院関係者の努力により、1月に新しい医師が配属になったが、その経緯と状況を伺いたい」との問いがあり、当局より「昨年6月に医師が1名減になり、医師確保のため山大医学部にも常勤医師の要請をしておりましたが、平成26年1月から外科医1名が配属になりました。2カ月がたち、患者数もふえてきており、救急に対する意識も高い先生と思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）及び議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号から議第4号までの3案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第9、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第39、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてまでの31案件を一括議題といたします。

## 質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第40、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。新宮議員。

- 新宮征一議員** 議第16号特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正でありますけれども、この改正の提案理由としては、非常勤職員として再生可能エネルギー利用検討委員会委員等の設置及び診療報酬点検専門員の廃止並びに障害者総合支援法の改正に伴い所要の改正をすると、こういう理由であります。

それは十分理解できるんですが、その中で新しい提案された内容を見ますと町会長を初めとして8つの専門員なども含めて特別職として提案されているわけですが、町会長の仕事は私も十分理解できますし、これまでの中身からいっても身体障がい者相談員あるいは知的障がい者相談員、介護保険専門員、この辺はある程度理解はできるんですが、今回新しく入ってきた2番目の農業地域連携推進員、それから7番目の食生活改善指導員、その次の乳児訪問指導専門員、この3つについては業務形態と、その仕事の内容、どういうものなのか、お聞きしておきたいと思います。

特に、名称が専門員とか指導員とかあるいは指導専門員といったように非常に名称がさまざま出ておりますし、この名称からいきますと最後の乳児訪問指導専門員、指導員だけでなく指導と専門と両方あって、名称からいくと非常に重いものかなと思うんですが、この報酬の月額からいきますと食生活改善指導員というのが突出して高いんですね。その辺の絡みもありますので、いわゆる業務形態、仕事の内容、それらについて、それから資格がどういった資格を有する者がこの特別職として非常勤職員として採用されるのか、資格が必要なのかどうか。その辺も含めて必要ならどういった資格なのかも教えていただきたいと思います。

- 鴨田俊廣議長** 犬飼農林課長。

- 犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

農業の地域連携推進員について御質問がございました。

これは本市で人・農地プランというものを作成していますが、その中でいろいろ農地の集積やそれから関係機関との調整、これを図るために平成26年度から設置するものでございます。勤務形態としましては週29時間を予定しているところでございます。以上です。

- 鴨田俊廣議長** 菅野健康福祉課長。

- 菅野英行健康福祉課長** まず、食生活改善指導員であります。これは新規ではなく現在もおりますけれども、主に食生活改善委員会がございしますが、そちらの方と一緒にいろんな、例えばイベント等でいろいろ食生活改善推進のほうで、例えば「寒河江のごっつお」などもあります。そういったものをいろんなところで出しますよね。そういったときに一緒に行ったり、学校とか保育所での食生活改善に向けての指導に行ったりしております。そういった業務を行っております。

資格は、管理栄養士の資格を持っております。

最後にありました乳児訪問指導専門員であります。これは新たなものであります。今乳児の

全戸訪問がしなければなりません。今もやっておるんですけれども、どうしても保健師の数の関係で、最近困難ケースもふえておりまして1件に非常に時間もかかるということから、そういったことを補填というか、補助するような意味で実際に訪問をしていただくということを予定しております。常勤ではありませんので、額は少なくなっております。イメージとしましては保健師さんのOBとか看護師さんのOBなどを想定しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 先ほどの農業地域連携推進員というのは仕事の内容はわかりましたけれども、農業委員会あたりとの連携なんかもどのようになっているのか。その辺、2番に関しては。

それから食生活改善指導員、乳児訪問指導専門員、これなんですけれども、どちらも非常勤でもちろん常勤ではないというのはわかりますけれども、例えば乳幼児訪問指導専門員の場合には週何回ぐらい出られているのか。

それから、保健師さんの補助的な仕事だと今理解したわけなんですけれども、週にどのくらい出られるのか。今回新たに出てきたものですから、過去のデータはないと思いますけれども、それらと、その後の食生活改善指導員というイベントとさまざまな学校の給食等、そういったものも含まれると思うんですが、いわゆる食生活に関する指導だということでもありますけれども、これは管理栄養士の資格が必要だと。勤務形態でどの程度出られているのか。これはかなり突出して17万円何がしということはかなり報酬が出ているわけですから、その辺の内容を比較した中でお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

農業地域連携推進員なんですけれども、農地の集積ですとか担い手の育成、これには十分かかわってきますので、農業委員会並びに農協と関係機関とは十分連携を図りながら業務を行っていただきます。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 食生活改善指導員のほうは、一般的に週39時間となっておりますので、済みません、29時間です。

済みません、ちょっと下がってしまいました。29時間となっております。

勤務内容に応じまして、報酬の額も上下はしますので、一般的な嘱託の方よりも高くなっております。

乳幼児訪問指導専門員につきましては、今のところ月8回勤務を予定しております。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 診療報酬のレセプトの点検関係でありますけれども、これは今回で廃止をすることですけれども、これまでのレセプト点検の関係、医療費の縮減というか、これのためにやってきたわけでありまして、その評価をどうされたのか。廃止するからにはもう効果がないということなのかどうなのか。その辺の評価をどうされているのかということが1点です。

それから、今までそういう形で働いていた人に対して、もちろん1年ごとの契約となっていたかどうなのかわかりませんが、どういう対応をされるのか、されているのか含めて2点お尋ね

します。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 評価といたしましては、具体的な数字はございませんが、誤りを見つけて訂正修正するということにつきましては効果はあったかと思えます。ただ、今回廃止いたしますのはそれが要らなくなったということではなくて、同様のことが国保連合会で委託でできますので、そちらに移行するということで行っております。

また、これまでの勤めた方ということですが、実は1名の方は昨年でもうやめたいということがあったのですが、それを無理に1年延ばしてもらったということがございます。もう一方につきましては今回でやめていただくということがございます。そういった嘱託につきましては、昨年原則5年ということもありましたので、長くなった方につきましては同様に交代していくということをする必要があるかと思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 後段の部分、私異議ありなんですね。

嘱託、同じような形で5年以上はだめだというのは5年以上続けてやる場合には本採用しろという意味なんです。したがって、やめていただきますという方のほうが年齢がどういう方なのか。それから国保連合会でそういう同じことをやっているんだということだとすれば、そちらに紹介ということもあるだろうし、医療費の関係でそれで国保連合会以外の部分などについてはどういうふうになっているのかもあるのであろうと思うんです。

したがって、そこら辺全体的な部分をした上でこういう廃止とか何かというものはしていかないと、今の当局の説明だけだと当局の都合だけですね。働いている人の状況やあるいは関連する周りとの整合性という意味では極めて不十分だと指摘をしながら、見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 まず、5年間ということにつきましては専門的な知識が要るとか資格を持っている方につきましては長くということですが、ある程度定例的といいますか、さほど専門的でなくともできるものにつきましては長くしない方向ということが市の方針でありますので、そちらをとらせてきました。

また、国保連合会、現在も既に受託をして行っておりますが、金額のことを言っては申しわけございませんが、大分金額的には差があるという状況もございます。また、実はその廃止する2人のうち1人ですが、既に本人からありまして、1月にもうおやめになっていると思っておりますので、おりますという状況でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 1つお尋ねします。

今、株式会社、農地を持てるように現行法上なっているのかどうかお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

農地法の問題ですので、私からお答え申し上げます。

株式会社、農業のできる要件が整えば農地を取得することは可能でございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 株式会社が農地を持てる要件はどういうことでしょうか。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

農業をするための機械並びに知識を有する方がいらっしゃれば農地を取得することは可能でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 何でそういうことをお聞きしたかという、今回地域準則を定めるという形になっているわけでありませぬけれども、実はもちろん工業団地の中に今現在さくらんぼハウスがあるわけですね。さくらんぼが生産されている。もちろんここは工業用地です。農地ではありません。しかし、かなりの面積があるんです。そして、あそこは開発公社で買収をして造成する際に農家の人々がさくらんぼをつくっていたわけね。その人を工業用地にするから農業やめてくださいということで市で買収している。そしてそこに今なおさくらんぼ。ハウスが解体して新しい雨よけハウスをつくってやっているという状況があります。

これも前からさんざん議論してきたんですが、会社の、何ていうか、おつき合いの中でそれを生産してよその会社にやったりするんだかなんだか贈答用に使うのだからと言われてきたわけでありませぬけれども、いやその、農家の人、さくらんぼつくっていてそこにだめだと市で買収するとやって非常になんか困ったなということもありました、当時から。ということでありませぬけれども、今なおそういうことでさくらんぼ生産されている。一時期は観光も入れましたということもありました。それは指摘をしたらその次の年から直されているわけでありませぬけれども、そういう関係を今回の緩和をしていくという部分などでどういうふうにご検討されるか基本的な見解を改めてこの時点でお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 荒木商工振興課長。

○荒木信行商工振興課長 今回の条例制定の趣旨ということでありませぬけれども、既存の立地企業におきまして、緑地の面積の緩和を行うことによって増築なり用地の効率的な活用を図るということによりまして、企業が設備投資しやすい環境整備したいということがまず1点でございます。

もう1点が、企業誘致の条件と申しますか、他市との差別化を図りながら企業立地、誘致の促進を図ってまいりたいという趣旨の条例制定と考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員、4回目です。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑

はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。  
内藤議員。

○内藤 明議員 2点、お伺いしたいと思います。私は建設経済常任委員会ですが、提案者がもちろんおられるんですが、いっぱい提案者がおられた中での……。

○鴨田俊廣議長 内藤議員、これは建設経済……。

○内藤 明議員 言いました、今。だから、私の言っていることを聞いて、ちゃんと。

○鴨田俊廣議長 概括的にひとつお願いしたい。

○内藤 明議員 概括的に、提案者がいっぱいおられるほうがお答えいただけるんじゃないかなと、こう思ったものですから、お尋ねをしたいと思います。2点だけお尋ねしたいと思います。

私はこの提案に対して条例を制定されるというものについて、のっけから反対なんていうつもりはもちろんありませんけれども、ただこうした条例を定めますと条例がひとり歩きをするという危険性があるなど思っているものですから、お尋ねをしたいと思います。世の中にはアルコールが全くだめだと、体質的に合わない方もおられますし、あとは今車社会の時代ですから運転することによってアルコールはだめだという方もおられます。お酒で乾杯をするということになりますと、それを断り切れなくて、条例を定めることによってそれを断り切れなくて、ただ杯を合わせるだけの乾杯で終わってしまうようなことがあるんじゃないかと思います。

つまり、飲み物や食べ物を無駄にしてしまうようなことを助長するようなことが出てくるんじゃないのかなという心配があります。では後でお答え願いたいと思いますけれども、私は大変貧しいところで生まれたものですから、昔から食べ物等については無駄にするなど教えられてきました。少し大きくなってからは……。

○鴨田俊廣議長 内藤議員、簡潔に。

○内藤 明議員 理由を言わないとわからないでしょう。

自然の命を食するということでみずからの命をつないできたということを教わって、それは重要なことだなど思っているわけではありますが、そうした心配はないのか。そうした心配を助長させるようなことはないのか。それが第1点であります。

それから、寒河江産の酒といいますけれども、どういうところまで想定をなさっているのか。概念的には大体わかります。ところが、寒河江には聞くところによりますと寒河江産の農産物を使って缶チューハイなんかつくっておられる会社もあるそうでありますし、原材料とかはわかりませんが、そういう会社もあるそうです。

それから、酒屋さんによってはほかのところ委託をして自分のところのラベルで売っているところもあるそうであります。どこまでのものをもって寒河江産の酒とお考えになっているのか。このことを御答弁いただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 提案者を代表して、私からお答えさせていただきたいと思います。

さきの提案理由の説明の中で趣旨は御理解いただいているものと思っておりますが、まずお酒を、乾杯を強制させるのではないかという旨の質問だったと思いますけれども、そちらにつきましては、

まずはやはり寒河江のお酒で乾杯をしていただいて、そしてお酒のよさ、寒河江産のお酒のおいしさを改めて再認識して情報発信、そして寒河江の魅力を幅広くPRしていただきたいという旨の中身でありまして、特に皆様に配付しております条例を見ていただきますと第5条でありますけれども、特にここはこだわってつくったところでもあります。強制するものではなく、市事業者及び市民はこの条例の実施に当たっては個人の嗜好及び意思を尊重するものということで、特にこういった協力してくださる方を多く募りたいといえますか、人々が協力してくださる方を賛同していただきたいということで、そういった方々でPRに図っていただきたいということであります。特に、我々提出者としてしましてはそういった人をふやしていきたいと、このように思っているところであります。

それから、寒河江産の農産物を使ってつくって委託して醸造しているところもあるということでございますけれども、特に寒河江の農産物等利用していただければ寒河江のPRにつながっていくのであれば、そういったものも含めて幅広く寒河江産の酒と言っているのではないかと、このように考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 後段については理解をいたしました。

前段のところは、確かに5条には個人の嗜好及び意思の尊重というのはあります。それも私も見せていただきましたので、十分わかります。また、つまり文化的な考え方といえますか、この前、提案理由のところでもありましたけれども、そうした考え方も私は理解できないわけではありません。

ところが、こうした条例とかそれから法律を制定しますと、そのもの自体がひとり歩きする嫌があるんです。

例えば、国旗国歌法というのが制定されましたね。あれは、制定した当時は皆さん御承知のとおり附帯決議までつけて強制はしないということだったんですが、昨今の状況を見てください。ほとんど皆、どこでもそういう強制をされる状況になっていますね。

だから、そういうことがあってはならないなと思っているんですが、私も世の中には例えば一定の遊びや無駄は必要だとわかっているんですよ。だけど、食べ物に関してだけは無駄があってはならないなと思っているものですから、お尋ねをしたわけです。

特に、山形県は草木塔なんていう昔から文化風土にすぐれたものがあって、自然を敬って、その中で自然の草や木にまでも命を感じて大切にすることがあるわけですから、ぜひそういうことがあってはならないと思うものですから、そうしたものについての例えば菌どめをするものといえますか、そうしたことをさせないために担保になるものがあれば一番よろしいんですが、何かあるのかないのか。

考え方だけではなくして、5条にあることは私は十分承知をしておりますがひとり歩きをすることがありますので、そうしたことがないようにする、菌どめにするようなものが何かないのか。あればお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 今の質問の中身に的確な答弁にならないかもしれませんが、さがえ産の酒で乾杯を推進する条例ということでさきに県議会のほうでも県産酒で乾杯をする条例というものが可

決されたようであります。県民にはそういった条例の中で県産酒で乾杯をするということでありませぬけれども、特にその条例をつくったところで、じゃあ我々寒河江市民にとっては寒河江のお酒でそれをPRすべきではないかと思っているところであります。

ですので、今内藤議員から質問があったことに対しまして的確な答弁ではないと思っておりますけれども、県でつくっているのであれば、寒河江市民は寒河江市を愛する、郷土を愛する気持ちを持っておりますので、それを広める気持ちを持つ人間が少しでもふえ、寒河江市のPR、そしてそういった情報を発信する気持ちを持っていただける人間をふやしていきたい、こういったふうにも思っておりますので、そういった条例の趣旨も御理解いただき、内藤議員にはぜひこの条例に御賛同いただきたい、このようにお願いも申しあげ、答弁とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私はのっけから反対とかなんか言っているわけじゃないんです。言っていることも十分わかるんですが、それはわかります。

ですが、繰り返すことになりますけれども、条例や法律というのは先ほども申しあげましたようにひとり歩きする、そういう嫌いがあるものですから、ぜひそういうふうにならないような形でしていただけるような何か方策があればということでお尋ねはしたわけではありますが、なお委員会でもありますので、その点もう少し議論を深めてまいりたいと思います。

その中で賛成できるか反対になるかわかりませんが、意思表示をさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第41、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第42、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	議第16号、議第17号、 議第18号、議第19号、 議第20号、議第21号、 議第22号、議第23号、 議第31号、請願第3号
厚生常任委員会	議第24号、議第25号、 議第26号、議第27号、 請願第1号
建設経済常任委員会	議第28号、議第29号、 議第30号、請願第2号、 議会議案2号
予算特別委員会	議第5号、議第6号、 議第7号、議第8号、 議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号

散 会 午前10時48分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。